消費者安全行政の現状について

平成22年3月24日 消費者庁 消費者安全課

目 次

消費者安全法解説

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報の報告・公表制度

消費者安全法解説

- 1 全体像
- 2 定義
- 3 消費者安全法に基づく情報通知

1 全体像 (消費者庁関連3法の関係)

組織法

<消費者庁及び消費者委員会設置法>

任務、所掌事務、消費者委員会、等

*これに併せて内閣府設置法を一部改正 (内閣府特命担当大臣(消費者)を常設)

<関係法律の整備法>

各府省庁からの移管·共管 一体的運用

(表示)景品表示法、JAS法、食品衛生法 等

(取引)特定商取引法、特定電子メール法、 貸金業法、割賦販売法、宅建業法、 旅行業法 等

(安全)消費生活用製品安全法 等

各省庁所管法

措置要求

<消費者安全法>

地方自治体の事務(苦情相談、あっせん等)

消費生活センターの設置

消費者事故に関する情報の集約

消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(*))

*事業者への勧告(点検、修理、表示等)

勧告内容の実施命令

(重大事故発生の急迫した危険がある場合) 譲渡、使用禁止等

回収等の命令

作用法

全体像 (消費者安全法)

目的

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等所要の措置を講ずる。

内容

(1)基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本方針を策定

(2)地方公共団体の事務と消費生活センターの設置等

- ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん等の事務を実施
- イ アの事務を行うため、消費生活センターを設置(都道府県は必置、市町村は努力)

(3)消費者事故等に関する情報の集約等

- ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、被害の拡大のおそれのある消費者事故等に関する情報 を内閣総理大臣に通知(生命・身体に関する重大事故等については直ちに通知)
- イ 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報等を集約・分析し、その結果を公表

全体像 (消費者安全法)

内 容(続)

(4)消費者被害の防止のための措置 ア 消費者の注意喚起のための情報を公表・・・・・・・・・・・・・・・・・ 注意喚起 イ 被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合 法律に基づく措置を実施するよう関係各大臣に要求・・・・・・・・・・ 措置要求 ウ 被害の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づ〈措置がない場合(いわゆる「すき間事案」 の場合)で、かつ生命・身体に関する重大事故等の場合、事業者に対し、 必要な措置をとるよう勧告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 勧告 正当な理由な〈従わない場合は、当該措置をとることを命令・・・・・・・ 命令 |急迫した危険がある場合は、必要な限度において商品の譲渡等を禁止・制限・・譲渡等禁止・制限 禁止・制限措置に違反したときは、商品の回収等を命令・・・・・・・・・・回収等命令 ウの命令、禁止、制限に従わない場合には、罰則あり。

全体像 (事故類型ごとの一覧表)

		消費者庁に対するもの	消費者に対するもの		各大臣に対 するもの	事業者に対	寸するもの	
			地方公共団体 等からの情報 通知	分析結果の 公表	注意 喚起	措置要求	勧告・ 命令	譲渡等の禁 止・制限
		被害の防止を図るために 実施し得る他の法律の規 定に基づく措置がある						
生命・	大	すき間 事案						
関する事故等		被害の防止を図るために 実施し得る他の法律の規 定に基づく措置がある						
	常							
財産に		被害の防止を図るために 実施し得る他の法律の規 定に基づく措置がある						
関する 事故等		すき間 事案						

2 定義 (消費者安全法第2条第1項、第2項)

(定義)

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者(個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。)をいう。

「消費者」とは・・・個人。

但し事業を行う場合の個人を除く。

「事業者」とは・・・事業を行う者。

但し、個人については事業を行う場合に限る。

- ・第8条(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務)
- ・第15条(消費者への注意喚起)
- ・第17条(事業者に対する勧告・命令)
- ·第19条(回収命令)

定義 (消費者安全法第2条第4項)

(定義) 第二条

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

「消費安全性」とは・・・商品等又は役務が、消費者により使用等される時点において、社会通念上、通常有すべき安全性を有していること。

- ・第2条第5項、第6項(消費者事故等、重大事故等の定義)
- ・第17条(事業者に対する勧告・命令)
- ·第18条(譲渡禁止·制限)

定義 (消費者安全法第2条第5項)

(定義) 第二条

5この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)
- 二消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして<u>政令で定める要件</u>に該当するもの
- 三前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に 害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって<u>政</u> 令で定めるものが事業者により行われた事態

- ・第12条第1項(消費者事故等の情報通知)
- ・第15条(消費者への注意喚起)
- ・第16条(措置要求)

【生命・身体被害が現実に発生している事案】 (法2条5項1号、政令1条)

- 要件1:事業者が事業のために供給·提供·利用する商品· 製品、物品·施設·工作物、役務を消費者が使用·利 用することに伴って生じた事故であって、
- 要件2:以下のいずれかの程度の被害が発生したもの
 - · 死亡事故
 - ・ 治療に一日以上かかる負傷·疾病(通常医療 施設における治療の必要がない程度のものを 除()
 - · 一酸化炭素中毒

【被害を発生させるおそれのある事案】

(法2条5項2号、政令2条)

商品等・役務が安全基準に不適合 飲食物以外の物品・施設・工作物に、破損・故障 ・汚染・変質等の劣化や、加熱・異常音等の異常が 生じた事態 飲食物に、腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒 ・有害物質の含有・付着、異物混入・添加、異臭、 容器・包装の破損等の異常が生じた事態 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態

定義 (消費者安全法第2条第6項)

(定義) 第二条

6この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして<u>政令で定める要件</u> に該当するもの
- 二前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものと て政令で定める要件に該当するもの

- ・第12条第2項(重大事故等の情報通知)
- ・第17条(事業者に対する勧告・命令)
- ·第18条(譲渡禁止·制限)
- ·第19条(回収)

【生命・身体被害が現実に発生している重大事故等】 (法2条6項1号、政令4条)

死亡

負傷・疾病であって治療に要する期間が30日以上である もの

負傷·疾病であって、治癒(症状固定を含む)時に府令で 定める程度の身体障害が存するもの

中毒(一酸化炭素中毒)

【重大事故等(被害を発生させるおそれのある事案)】 (法2条6項2号、政令5条)

安全基準不適合+重要な部分の異常(飲食物以外) 安全基準不適合+毒物・劇物等の付着(飲食物) 窒息等生命・身体への著しい危険 火災等著し〈異常な事態

定義 (「消費者事故等」と「重大事故等」の関係)

消費者事故等

生命・身体に関する事故等

(2条5項1号)

(2条5項2号)

< 実害が発生した事故 >

消費者による、商品等・役務の使用・利用に伴う事故

死亡、負傷又は疾病等(1日以上の治療期間)

< おそれのある事案 >

消費安全性を欠く商品等・ 役務の使用・利用等が行われた事態のうち、左の事故 が発生させるおそれのある ものとして政令で定める要 件に該当するもの

重大事故等

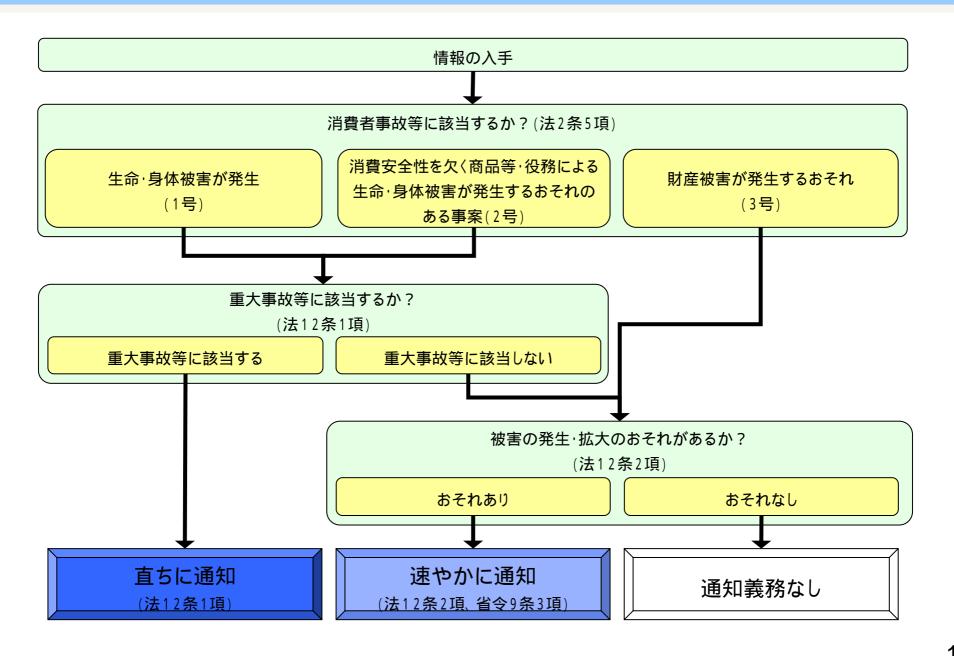
上の事故のうち被害が重大 なもの

死亡、負傷又は疾病等 (30日以上の治療期間)

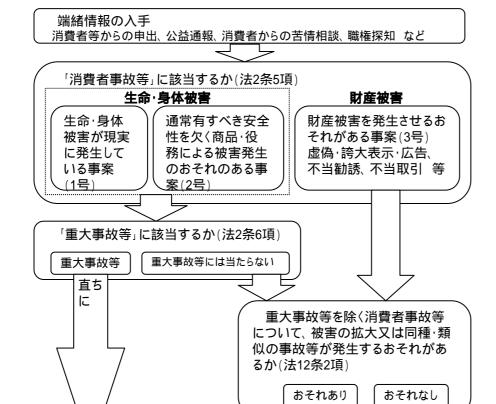
上の事態のうち左の事故を 発生させるおそれがあるもの として政令で定める要件に該 当するもの 財産に関する事故等

(2条5項3号)

3 消費者安全法に基づく情報通知 (行政機関、地方公共団体、国民生活センター 消費者庁)



	重大事故等	消費者事故等(重大事故等を除く。)
タイミング	発生した旨の情報を得たら直ちに (通知すべき情報の整理等のために必要と考えられる 数時間以内) 重大事故等に該当する可能性が高いと判断される時点 で通知されることが望ましい	事故等の態様、商品・役務の特性などに照らし、被害の発生・拡大のおそれがあると認めるとき、速やかに 事故等の態様: ・通常予見される使用方法による事故か、 ・多数の消費者に被害が生じているか、被害の程度、など商品・役務の特性: ・全国的に流通しているか ・広く使用されているか
		・事故原因と同一の原料や部品を使用している商品等が多数あるか、 ・問題となる契約条項と同種の条項を含む契約等が広〈行われているか、 ・事故発生の危険があることやその危険の回避方法が広〈知られているか、 など
方法	電話、FAX、電子メール (電話の場合は速やかに、書面、FAX、電子メール)	書面、FAX、電子メール、PIO - NET入力、事故情報 データバンク入力
通知事項	事故等が発生した旨及び概要 事故等が発生した日時・場所 情報を得た日時・方法 事故等の態様 商品・役務を特定するために必要な事項 (商品名、型番等) 被害の状況	(左記に加え、) 関連事項



消費者庁

·電話、FAX、電子メール

(電話の場合、その後速やかに、 書面、FAX等でその内容を通知)

- ・事故等が発生した旨及び概要
- ・事故等が発生した日時・場所
- •情報を得た日時・方法
- •事故等の態様
- •事故原因特定事項(商品名や型番など)
- •被害の状況

PIO-NET等に入力しただけでは通 知義務を果たしたことにならない。

·書面、FAX、電子メール、 PIO-NET入力、事故情報 データパンク入力

通知せず

- •事故等が発生した旨及び概要
- ・事故等が発生した日時・場所
- •情報を得た日時・方法
- •事故等の態様

速や

かに

- •事故原因特定事項(商品名や型番など)
- •被害の状況
- •その他関連事項

PIO-NET等に入力した場合は通知したものとみなす。

消費者庁

代表:03-3507-8800

住所:〒100-6178 東京都千代田区永田町

2-11-1 山王パークタワー

消費者安全課(安全分野)

TEL:03-3507-9201

(夜間受付):03-3507-8805(平日夜間、土日祝日)

FAX:03-3507-9290

メール: i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

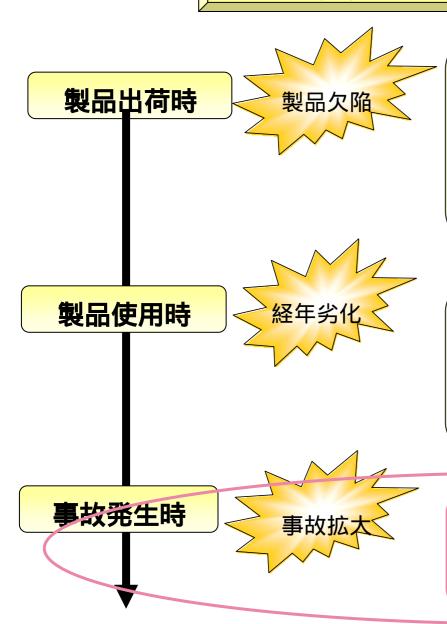
消費者情報課(財産被害分野) TEL:03-3507-9179

TEL:03-3507-9179 FAX:03-3507-9285

メール:i.syouhisya.zaisan@caa.go.jp

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報の報告・公表制度

消費生活用製品安全法体系



事前規制

対象製品の指定、届出 製品の技術基準 製品への表示(PSマーク) 技術基準違反等の場合の表 示禁止命令、危害防止命令等 消費生活用製品安全法

電気用品安全法

ガス事業法

液化石油ガスの保安の確保及び取 引の適正化に関する法律

経年劣化対策

(長期使用製品安全点検制度等)

消費者への情報提供・保守サポートの義務づけ

消費生活用製品安全法を改正。2009年4月1日から施行。

重大事故の国への報告・公表義

務、危害防止命令

消費生活用製品安全法 2007年 5月より開始

制度導入の背景

ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故

家庭用シュレッダーによる幼児指切断事故

石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故

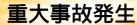
電子機器搭載リチウムイオン電池の発火事故

浴室換気乾燥暖房機の発火事故



- ・製品事故情報の収集・公表は、以前から任意の制度として実施されて いたが、法的に義務付けがなかった。
- ・このため、再発防止措置を迅速に行うことが難しい状況。
- ·これらの重篤な事故を契機に当該制度が平成18年12月5日に公布。平成19年5月14日に施行された。

重大製品事故情報報告・公表制度



(重大事故を知った日から10日以内)

製造事業者・輸入事業者の消費者庁への事故報告義務

消費生活用製品の名称及び型式、 重大製品事故の内容、 製造・輸入 ・販売数量、他



小売販売事業者・修理事業者・設置 工事事業者による重大製品事故の 通知責務



内閣総理大臣(消費者庁)による公表

製品起因であると疑われる事故は、直ちに 事業者名、 機種・型式名、 事故内容等を記者発表し、ウェブサイトでも公表 等。



(必要に応じて)



独立行政法人製品評価技術基盤機 構(NITE)による技術上の調査

*事業者が行う原因究明の調査結果は、経済産業省(及びNITE)に報告(消費者庁と共有される)

内閣総理大臣(消費者庁)による命令

必要に応じて報告徴収や立入検査を行い、報告義 務不履行に関して**体制整備命令**を発動。

主務大臣(経済産業大臣)による命令

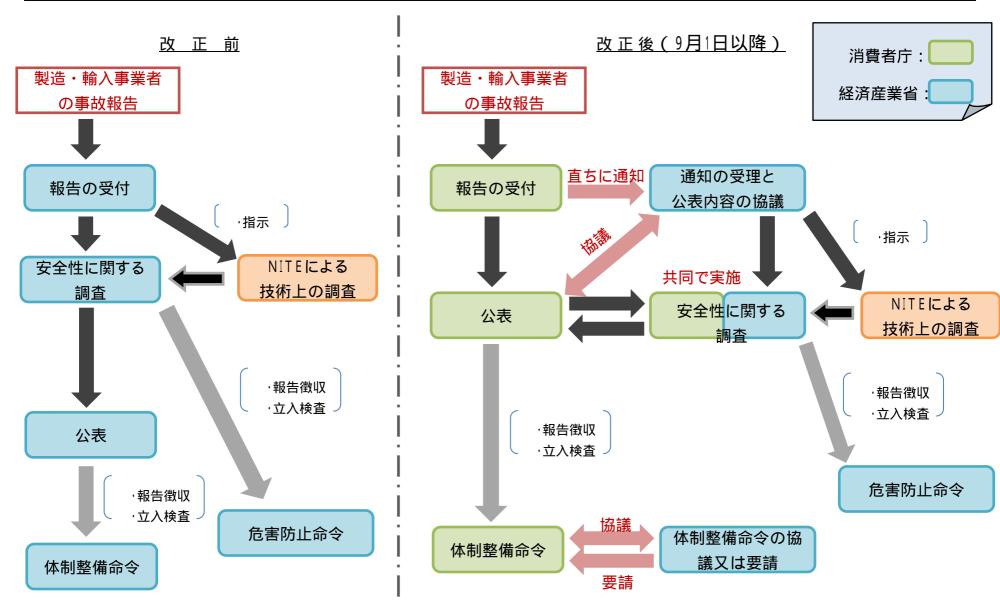
必要に応じて報告徴収や立入検査を行い、危害の発生 及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは 、製品回収等の**危害防止命令**等を発動。

重大製品事故情報の活用・効用



- •公表することによる注意喚起
- •同種事故再発防止のための事業者による市場対応
- •同種事故再発防止のための消費者に対する啓発
- •事故未然防止のための技術基準改定等

重大製品事故情報報告・公表制度の変更点について



製品事故の範囲

事故の原因にかかわらず、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故 ただし、「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明かな事故」は対象外

一般消費者の生命又は身体に対する危害が 発生した事故 消費生活用製品が滅失し、又は毀損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれがあるもの

<u>製品欠陥でないことが明白でない限り、製品事故に該当</u>

消費者の誤使用と考えられるような事故であっても、誤使用を誘発させる要因を製品が内在している場合もあり得ることから、製品事故として定義

製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故

(1)自動的に製品事故から除外されるもの

製品を用いて、故意に人体に危害を加えた場合(例:包丁という製品を使用して、他人を傷つけ、けがを負わせた場合。当然ながら、これは、包丁の使用による製品事故には該当しない。)

製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が生じた場合(例:自転車という製品を使用中に背後から来た自動車に追突され交通事故に巻き込まれた場合。これは、自転車の使用による製品事故には該当しない。)

- (2)除外されるかどうかケース・バイ・ケースで判断が必要なもの
 - 一般消費者による製品の目的外使用や重過失と考えられる場合等については、本当に製品の欠陥によって 生じた事故ではないことが明白なのかということについて、第三者に個別に判断を行っていただいている。

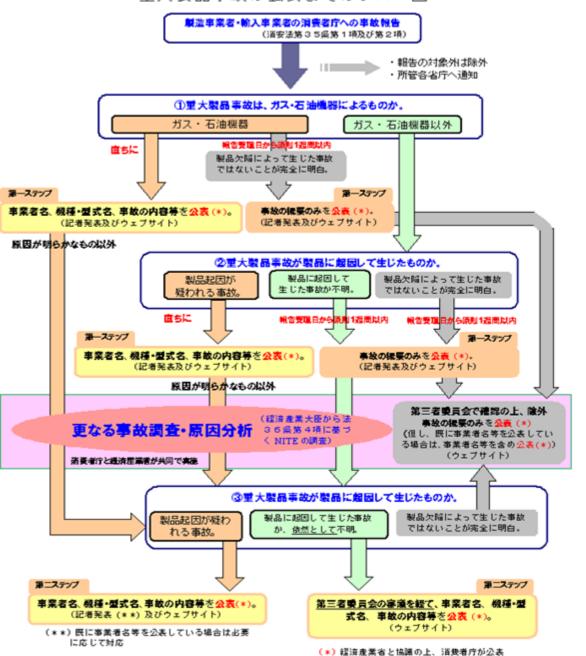
重大製品事故:報告の義務対象

- ·死亡事故
- ・30日間以上の治療(投薬期間を含む)を要した事故
- ·後遺障害事故
- ・一酸化炭素中毒事故(軽傷を含む)

・火災(消防が火災と認定したもので、発煙・発火程度でも火災として扱われる。)

火災の定義:人の意思に反して発生し若しくは拡大し又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であってこれを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの。

重大製品事故の公表までのフロー図



重大製品事故の受付状況

平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来3,686件(うち、19年度:1,190件、20年度:1,412件、21年度:1,084件)の重大製品事故を受け付けた。(注) (平成22年2月末現在)

	死亡	(うち火災に よる死亡)	重傷	(うち火災に よる重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	33	(27)	35	(17)	494	31	0	593
石油機器	39	(35)	14	(8)	462	10	0	525
電気製品	40	(33)	102	(5)	1,730	3	2	1,877
その他	65	(0)	536	(4)	80	0	10	691
合 計	177	(95)	687	(34)	2,766	44	12	3,686

(注)平成21年8月31日までは経済産業省が受け付けたもの(3,047件)で、平成21年9月1日以降は、消費者庁が受け付けている(639件)

- ・消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告・公表制度の対象となる重大製品事故の範囲は、死亡、重傷(治療期間が30日以上)、後遺障害、 一酸化炭素中毒、火災(消防が確認したもの)。
- 消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知ったときは、10日以内に国に報告することを義務付け。

重大製品事故の受付状況(続き)

平成21年度

	死亡	(うち火災に よる死亡)	重傷	(うち火災に よる重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	5	(5)	12	(7)	161	8	0	186
石油機器	15	(12)	4	(2)	138	3	0	160
電気製品	6	(6)	24	(2)	500	0	0	530
その他	20	(0)	163	(0)	22	0	3	208
合 計	46	(23)	203	(11)	821	11	3	1,084

平成20年度

	死亡	(うち火災に よる死亡)	重傷	(うち火災に よる重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	12	(10)	11	(6)	182	13	0	218
石油機器	15	(15)	7	(4)	178	2	0	202
電気製品	13	(13)	52	(2)	685	0	1	751
その他	18	(0)	187	(1)	31	0	5	241
合 計	58	(38)	257	(13)	1,076	15	6	1,412

重大製品事故の受付状況(続き)

平成19年度(平成19年5月14日~平成20年3月31日)

	死亡		重傷		火災	CO中毒	後遺	計
		(うち火災に よる死亡)		(うち火災に よる重傷)			障害	
ガス機器	16	(12)	12	(4)	151	10	0	189
石油機器	9	(8)	3	(2)	146	5	0	163
電気製品	21	(14)	26	(1)	545	3	1	596
その他	27	(0)	186	(3)	27	0	2	242
合 計	73	(34)	227	(10)	869	18	3	1,190

重大製品事故の公表処理状況

- 最終的には全ての重大製品事故について事故原因とともに事業者名、型式名を公表 -

- ▶ 処理件数 3,686件 (平成22年2月末までに報告を受け付けたもの)
- ▶ 重複報告、対象外(消安法の対象とする消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当)の案件を除き全て公表 (3,630件)(注)
- ▶ 最終的には全ての重大製品事故について事故原因とともに事業者名、型式名を公表
- ▶ ただし、原因調査中のものは、当面、製品名と事故概要のみを公表(785件)
- 報告受付時の審査並びに調査の結果により製品事故には該当しないと判断された案件については、第三者判定 委員会でその妥当性を判定(1,008件)

(注)平成21年8月31日までは経済産業省が公表したもので、平成21年9月1日以降は、消費者庁が公表している。

重大製品事故公表等処理状況

	事業者名· 型式公表	製品名、事故 概要のみ公表 (原因調査中)	製品事故には 非該当	製品事故には 非該当とみられ る(今後、委員 会で妥当性を 判定する予定)	他省庁 送付案件	重複 · 対象外	計
ガス機器	291	1	293	1	0	8	593
石油機器	386	1	137	0	0	2	525
電気製品	915	552	379	1	0	30	1,877
その他	192	233	199	1	50	16	691
合 計	1,784	785	1,008	3	50	56	3,686

消費者安全法と消費生活用製品安全法の連携について

	消費者安全法	消費生活用製品安全法
対象者	行政機関 地方公共団体 国民生活センター	製造事業者 輸入事業者
報告対象 <対象物>	消費者事故等 <消費者による使用に伴い 被害が発生した場合あるい は被害が発生するおそれが ある事態>	重大製品事故 <消費生活用製品(飲食物、 車、薬、役務等は対象外)>
期限	速やかに通知 (重大事故等は直ちに通知)	認識した日から10日以内
要件	安全基準不適合、物品の異常等 (重大事故等は、物品の重要な部分の異常等)	死亡、30日以上の治療期間を要するもの、身体障害、 一酸化炭素中毒、又は火災